

庄原市お試しオフィス設置及び管理規則を次のように定める。

令和5年3月31日

庄原市長 木山 耕三

庄原市規則第18号

庄原市お試しオフィス設置及び管理規則

(設置)

第1条 庄原市（以下「市」という。）の企業誘致促進事業の一環として、市内においてサテライトオフィス等の開設を促進することにより産業の活性化と雇用機会の拡大を図るため、庄原市お試しオフィス（以下「お試しオフィス」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 お試しオフィスの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
庄原市総領お試しオフィス（おいでん彩）	庄原市総領町稲草 2134 番地
庄原市比和お試しオフィス（吾妻ロッジ 36）	庄原市比和町森脇 1390 番地 1

(対象者)

第3条 お試しオフィスを使用できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 市外に所在する企業等（法人、団体、グループ及び個人事業主をいう。以下同じ。）で、次のいずれかに該当するもの

ア 市内においてサテライトオフィス（通信回線を活用し、テレワーク等により本社と同等の業務を行うことができる、当該本社との遠隔地に設置されるオフィスをいう。）の開設を検討している者

イ 市内において事務所等の開設又は起業を検討している者

(2) その他市長がお試しオフィスの使用を適当と認めた企業等

2 前項の規定にかかわらず、市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、お試しオフィスの使用を許可しない。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。

(2) 施設及び設備を損傷するおそれがあるとき。

(3) 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。

(4) 前3号に定めるもののほか、お試しオフィスの管理運営に支障があると認められるとき。

(使用の申請及び許可)

第4条 お試しオフィスを使用しようとする者(以下「申請者」という。)は、お試しオフィスを使用しようとする日の10日前までに庄原市お試しオフィス使用申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に定める申請があったときは、その内容を審査し、お試しオフィスの管理運営に支障がないと認めるときは、庄原市お試しオフィス使用許可書(様式第2号)を当該申請者に交付する。

3 市長は、前項に定める許可を行う場合において、その使用に関し条件を付することができる。

(使用期間)

第5条 お試しオフィスの使用期間は、1回あたり7日以内とする。この場合において、当該使用期間内に使用がない日があっても、連続して使用したものとみなす。

(使用料の額等)

第6条 お試しオフィスの使用料は、無料とする。

(準用)

第7条 お試しオフィスの管理については、庄原市公有財産管理規則(平成17年庄原市規則第48号)の規定(第23条から第27条まで及び第29条の規定を除く。)を準用する。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。